

広島県感染症発生動向月報

[広島県感染症予防研究調査会]
(平成17年10月解析分)

1 疾患別定点情報

定点把握(週報)五類感染症

平成17年9月分(平成17年8月29日~10月2日:5週間分)

疾患No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号	疾患No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号
1	インフルエンザ	0	0.00	0.00		12	ヘルパンギーナ	232	0.62	0.52	↘
2	RSウイルス感染症	15	0.04		↑	13	麻疹	1	0.00	0.07	
3	咽頭結膜熱	263	0.70	0.46	↗	14	流行性耳下腺炎	670	1.79	0.75	↗
4	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	159	0.42	0.41	↗	15	急性出血性結膜炎	2	0.02	0.02	
5	感染性胃腸炎	1,187	3.17	2.42	↗	16	流行性角結膜炎	195	1.95	1.46	↑
6	水痘	195	0.52	0.48	↗	17	細菌性髄膜炎	2	0.02	0.00	
7	手足口病	195	0.52	0.91	↓	18	無菌性髄膜炎	14	0.13	0.16	↗
8	伝染性紅斑	28	0.07	0.12	↘	19	マイコプラズマ肺炎	21	0.20	0.14	↑
9	突発性発しん	253	0.67	0.85	↗	20	クラミジア肺炎	0	0.00	0.01	
10	百日咳	16	0.04	0.03	↑	21	成人麻疹	0	0.00	0.00	
11	風しん	2	0.01	0.01		「過去5年平均」:過去5年間の同時期平均(定点当り)					

急増減	増減	微増減	横ばい
↑	↗	↗	↗
↓	↘	↘	
前月と比較しておおむね1:2以上の増減	前月と比較しておおむね1:1.5~2の増減	前月と比較しておおむね1:1.1~1.5の増減	殆ど増減なし(発生件数少数のものを含む)

定点について

定点情報は、定点把握対象の五類感染症(週報対象21疾患,月報対象7疾患)について、県内188の定点医療機関からの報告を集計して作成しています。

	内科定点	小児科定点	眼科定点	STD 定点	基幹定点	合計
対象疾患 No.	1	1~14	15, 16	22~25	17~21, 26~28	
定点数	45	75	20	27	21	188

疾患No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号	疾患No	疾患名	月間発生数	定点当り	過去5年平均	発生記号
22	性器クラミジア感染症	57	2.11	2.50	⇨	26	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	92	4.38	5.13	⇩
23	性器ヘルペスウイルス感染症	14	0.52	0.57	⇨	27	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	29	1.38	1.21	⇩
24	尖圭コンジローマ	8	0.30	0.36		28	薬剤耐性緑膿菌感染症	10	0.48	0.48	⇩
25	淋菌感染症	18	0.67	1.06	↑	「過去5年平均」：過去5年間の同時期平均（定点当り）					

R Sウイルス感染症	急増（8月1件 9月15件）
手足口病	急減（8月842件 9月195件）
百日咳	急増（8月5件 9月16件）
流行性角結膜炎	急増（8月83件 9月195件）
マイコプラズマ肺炎	急増（8月9件 9月21件）
淋菌感染症	急増（8月8件 9月18件）

2 一類・二類・三類・四類感染症及び全数把握五類感染症発生状況

一類感染症	発生なし
二類感染症	1件発生【細菌性赤痢1件（福山市保健所管内）】
三類感染症	10件発生【腸管出血性大腸菌感染症 { O157 8件（東広島地域保健所管内3件，尾三地域保健所管内1件，福山市保健所管内2件，広島市保健所管内2件） O26 2件（東広島地域保健所管内1件，広島市保健所管内1件） }】
四類感染症	1件発生【マラリア（広島市保健所管内）】
全数把握五類感染症	3件発生【ウイルス性肝炎2件（備北地域保健所管内1件，東広島地域保健所管内1件） 破傷風1件（広島市保健所管内）】

3 一般情報

麻しん（はしか）、風しんの予防接種の変更について

麻しん（はしか）及び風しん対策の一層の強化を図るため、予防接種法施行令が改正され、平成18年4月1日から、麻しん及び風しんの接種方法が変更されます。

【変更内容】

乾燥弱毒生麻しん風しんワクチン（MR混合ワクチン）を使用することで、麻しんと風しんの予防接種が一度で済むようになります。

より高い予防の効果を得るため、2回接種になります。

より大きな集団生活（小学校）を始める前に接種することが望ましいため、小学校就学前（いわゆる幼稚園、保育園の年長児）の1年間に2回目の接種を行うことになります。

	現行（平成18年3月31日まで）	変更後（平成18年4月1日から）
接種対象者	生後12月から生後90月に至るまでの間にあるもの	生後12月から生後24月に至るまでの間にあるもの 5歳以上7才未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
ワクチン	麻しんワクチン 風しんワクチン	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン

【留意点】

麻しんや風しんは幼児期早期にかかってしまうことが多いため、麻しんと風しんの予防接種は、母親からの免疫がなくなる生後12月以降なるべく早期に接種しましょう。

現在、麻しんと風しんの予防接種の対象者（生後12月から生後90月に至るまでの間にある者）であって、未だ麻しんと風しんの予防接種を受けていない子どもがいる保護者の方は、かかりつけ医とよく相談し、早期に接種を受けることをお勧めします。

平成18年4月1日以降、定期の予防接種としてはMR混合ワクチンのみとなり、現在使用されている麻しんワクチン及び風しんワクチンに関しては、定期の予防接種（予防接種法に位置づけられている接種）では使用されないようになりますが、かかりつけ医とご相談のうえ保護者の希望により接種を受けることは可能です。

詳細については、お住まいの市町におたずねください。

インフルエンザの予防接種を受けましょう

例年、11月下旬から12月上旬頃にインフルエンザの流行が始まります。

インフルエンザは人口の約1割の人が感染するといわれており、特に、高齢者や幼児は重症化しやすいといわれています。

予防接種は、通常2回接種する必要がありますが、1回目を接種した後、1週間から4週間後に2回目の接種をすることになりますので、インフルエンザが流行する前に2回目終了するよう、早めに予防接種を受けることをお勧めします。

流行期に、外出する場合はなるべく人ごみを避け、マスクをし、帰宅後は手洗いやうがいを励行してください。さらに、食事は栄養のバランスに気をつけ、体力の低下を避けるため十分な睡眠をとり、部屋は乾燥させずにある程度の湿度を保つことがインフルエンザの感染を少しでも防ぐよい方法です。